

広島県立図書館乾式複写機仕様書

1 借入件名及び数量

乾式複写機の分類別台数は、次のとおりとする。

分 類	台数
カラー低速機	1

2 複写機の種類

複写機の種類は、複写機の1分間の連続複写枚数により区分し、次表のとおりとする。

分 類 名	速度 (枚数/分)	色
	以上	
カラー低速機	30	モノクロ
	30	カラー

(※ A4版用紙横の1分間の連続複写枚数による区分)

3 機器等仕様 (性能・機能に関する要件)

複写機の機種は、次に掲げる機能以上を有するものとする。

機 能	内 容	備 考
製品の様態	令和5年4月策定の「広島県グリーン購入方針」に適合していること 操作パネルは本体前方に設置していること 新造品であること	
複写サイズ	A3～官製はがき	
解析度	600dpi/256階調以上	
HDDデータ消去機能	要	メモリー対応の場合は揮発性であること
電子ソート機能	要	
自動両面印刷機能	両面印刷が可能であること	
給紙段数	トレイ4段+手差し(マルチ対応)	4段のうち3段は500枚以上の給紙容量を有すること
用紙対応要件	古紙パルプ配合率100%の複写用紙・裏面再利用用紙の使用が可能であること	
課金システム(コインキット)について	コピーサービス対応のため硬貨及び紙幣(千円札)を投入しコピー可能となる装置(コインキット)を装備すること 新貨幣及び新紙幣が発行された際、新旧両方に対応ができること。	つり銭の対応ができること
カウンタ(毎月使用枚数)計測の方法	目視によること 複写機の使用に際して、契約業者の責めに帰すべき不良複写枚数及び複写機の点検調整のために使用した複写相当枚数は、控除すること	故障状況等についても、外部へのネットワーク接続を行い通信すること 外部からのアクセスを可能とする仕組みを構築してはならないこと

機能	内容	備考
電源・最大消費電力	100V、15A、1500W以下	電源工事等が不要であること
省エネモード	要	
国際エネルギースタープログラム基準	最新の国際エネルギースタープログラム基準に適合していること	
原稿給紙装置	カバー無しで印刷可能なもの	

4 保守業務の内容

- (1) 複写機の搬入・搬出は、契約業者が広島県立図書館（以下「設置者」という。）の指示に従って行うこと。
- (2) 複写機を常時正常な状態で使用できるよう、訪問により、月1回以上定期点検を行うこと。
- (3) 契約業者は、設置者とともに毎月末日に機械記録計により検認した正常な出力枚数に、複写1枚当たりの単価を乗じて算出した額を複写料金として設置者に請求する。
ただし、複写機の使用に際して、契約業者の責めに帰すべき不良複写枚数及び複写機の点検調整のために使用した複写枚数相当は、複写料金の対象としない。
- (4) 保守作業の実施は、契約業者所定の時間内に行うものとする。ただし、設置者が契約業者所定の時間外の保守サービスを希望する場合には、契約業者が可能な時間について別途契約により実施するものとする。
- (5) 設置者から修理・点検依頼があった場合は、専門の技術者を派遣すること。
なお、修理・点検依頼の連絡を受けてから、原則として2時間以内に作業を開始すること。（設置者の開館日である土曜日及び日曜日の保守を含むものとする。コインキットを含む複写機全体の修理・点検依頼に対応すること。）
- (6) 常に良質な複写ができるよう複写に必要な消耗品（トナー、ドラム等）を円滑に供給すること。（複写用紙を除く。）
- (7) 契約が終了した場合は、残存消耗品を速やかに撤去すること。なお、この場合の撤去に要する費用は契約業者の負担とする。
- (8) 複写機の設置場所の変更は、設置者からの通知により、契約業者において行うこと。

5 複写機の使用予定枚数、設置等

- (1) 複写機の使用予定枚数及び設置場所は、次表のとおりとする。

分類名	使用予定枚数（枚／月間）		設置場所
	モノクロ	カラー	
カラー低速機	3,326	245	広島県立図書館 開架室

- (2) 複写機の搬入・搬出について
 - ア 契約業者は、当該複写機を令和6年5月31日（金）午後8時までに設置場所に設置するものとする。
 - イ 複写機の搬入・搬出は、契約業者が設置者の指示に従って行うこと。
- (3) 複写機設置後のサポートについて
複写機設置後の修理・点検以外のサポートについて、対応できる窓口を設けるとともに、各複写機に連絡先を明示すること。設置者からの連絡に対し、速やかに対応すること。

6 機密の保持

- (1) 保守の実施等に当たり知り得た設置者の業務上の機密を外部に漏らしたり、他の目的に利用してはならない。契約期間満了後も同様とする。

- (2) 保守作業において記憶装置を交換する際や契約終了後の機器撤去の際など、記憶装置から情報漏えいの可能性がある場合は、自らの費用負担において設置者の使用により記憶された全てのデータを完全に消去し、当該データが復元不能になった旨を書面により設置者に報告しなければならない。
- (3) 前項の作業が困難な場合、自らの費用負担において記憶装置を物理的に破壊し、当該装置が再利用不能になった旨を書面により、設置者に報告しなければならない。

7 見積金額（入札金額）について

- (1) 複写片面1枚当たりの料金単価に、月間使用予定枚数を乗じて算出した総額で入札に付する。（契約は単価契約とする。）また、入札書内訳には、モノクロ・カラー複写片面1枚当たりの料金単価（円未満の端数があるときは、円未満4桁未満を切り捨てるものとする。）を記載すること。
- (2) 料金単価には、複写機の借入期間（令和6年6月1日～令和11年5月31日）中のリース料金及び保守業務（トナー、ドラム等の消耗品供給を含む）に係る経費を含めること。